

資料4 検討会の論点と方向性

●これまで「消防学校の教育訓練の基準」「消防学校の施設、人員及び運営の基準」については、現在までに4回の検討会を開催し、基準の見直しや改善に取り組んできた。

開催年月	主な検討項目	検討結果に基づく対応
【第一回】 平成9年9月～ 平成11年3月	・教育訓練の教科目・単位時間数の見直し ・教職員の質向上のための研修・派遣の必要性 ・実践に即した訓練施設及び資機材の必要性 ・OA機器の普及に伴う習熟の必要性 ・消防学校間、消防本部等との相互連携	「消防学校の施設、人員及び運営の基準」の一部改正 >基準面積や摘要が削除、体力錬成施設が新たに追加 >教材、教具について数量や摘要を削除 >教員について基準としての位置づけが明確化 >用務員について教職員から削除 >学校長が「消防学校の運営に関する協議会等」を設置できることとした 等
【第二回】 平成11年7月～ 平成12年2月	・消防教育訓練機関における連携のあり方 ・各機関における対応策 ・将来に向けた展開の方向性	「消防における教育訓練機関の連携方策検討会報告書」の公表
【第三回】 平成14年12月～ 平成15年7月	・教育訓練の教科目・単位時間数の見直し ・消防学校間、消防本部等との相互連携 ・消防本部等との役割分担 ・各教育訓練の到達目標 ・地域の実情に応じた消防団員教育	「消防学校の教育訓練の基準」の全部改正 >新基準に定めるそれぞれの教育訓練について、新規に到達目標を設定 >一つの指針として、到達目標達成に向けた教科目及び時間数を設定（総時間数900→800時間へ） >消防団員教育について、受講しやすい環境整備のための消防本部、消防署でも教育を行える体制の整備 等 「消防学校の施設、人員及び運営の基準」の改正 >第十一条（教授細目） 教育訓練の基準の位置付けの変更に伴う改正 >第十五条（寮生活） 寮生活の記載に関する改正 等
【第四回】 平成26年5月～ 平成27年3月	・教育訓練の教科目・単位時間数の見直し ・「消防学校の施設、人員及び運営の基準」に実践的訓練施設の追加 ・教員算定方式の見直し ・消防学校間の連携の推進 ・消防大学校教育訓練修了した人材の活用	「消防学校の教育訓練の基準」及び「消防学校の施設、人員及び運営の基準」の一部改正 >初任教育、専科教育、幹部教育における適正な教科目の設定及び時間配分（各教育の総単位時間数は変更なし） >安全管理、実科訓練、緊急消防援助隊に関する教育訓練を拡充 >教員算定方式の見直し >実践的訓練施設を基準に位置づけ（消防学校間の連携による共同整備、使用も可とする） >備えるべき教材及び教具にNBC災害対応資機材、自動体外式除細動器（AED）等を追加 等

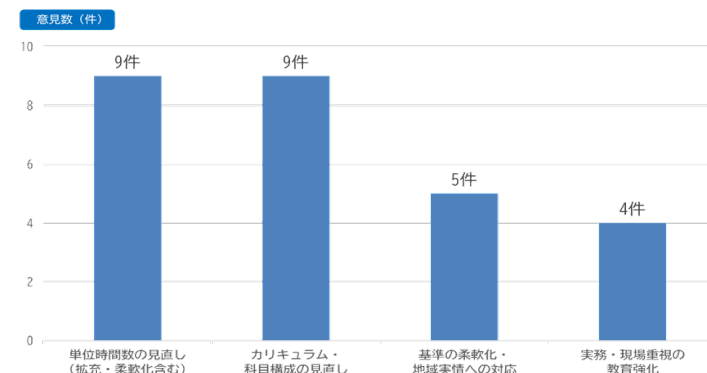
過去4回、教育ニーズや社会環境の変化に合わせて基準の改正を行ってきたが、
 前回検討会から12年経過していることから、本検討会においても
 時代に即した消防学校教育について検討し、現行基準の精査・改正を行う

1	教科目及び単位時間数の精査	社会環境や災害様態の変化に伴い、標準的な教科目・単位時間数が実態に即していない可能性があることから、各教科目の単位時間数や教科目等について現状に即した内容への見直しを検討
2	各消防学校の実情を踏まえた通学教育の検討	家庭事情や消防学校の収容能力不足により、現行基準が柔軟な運営の支障となっている可能性があることから多様な人材が柔軟に教育を受講できる教育環境整備について検討
3	教育ニーズの実態に即した教員数の基準の適正化	教育の高度化・専門化に伴い、現行の算定方式では十分な教育体制を確保できていない可能性があることから、現在の算定方式の妥当性や、教育実態に即した算定方式の見直しについて検討
4	消防学校に備えるべき施設、教材及びデジタル媒体の検討	社会環境や災害様態の変化に伴い、基準となる施設・教材が教育の実態に即していない可能性があることから、必要な施設・教材、ICT環境について整理し、現状に即した内容への見直しを検討
5	教員の質等を担保するための要件のあり方	「教員は、消防に関する学識経験を有する者」としているが、教員になるための最低限の要件が明確化されておらず、教員の質の維持・向上が十分に図られていない可能性があることから、要件の明確化の必要性、教育の専門性を踏まえた教員の要件について検討
6	消防学校間の広域連携による教育訓練等のあり方	教育訓練の高度化を図るためには、多様な訓練施設の確保や専門的分野に精通した人材の確保が必要であるが、単独の消防学校のみでは実施が困難であることから、都道府県の枠を超えた消防学校間の広域連携による教育訓練資源の有効活用方策を検討
7	女性の活躍推進の観点を踏まえた教育訓練及び施設整備の検討	女性消防職団員の活躍推進に向け、教育・施設の両面で環境整備が必要なことから、女性活躍推進に関する教科目の設定や専科教育の設立、女性職団員が学びやすい教育環境の整備について検討

アンケート結果の概要

- 「単位時間数の見直し」「カリキュラム・科目構成の見直し」に関する意見が最も多い
- 「基準の柔軟化・地域実情への対応」「実務・現場重視の教育強化」

などを求める意見あり



※複数の項目に該当する消防学校は重複計上しています。

主な意見

主な意見	内容
単位時間数の見直し	実科訓練、安全管理教育、現場指揮、予防業務等の時間拡充が必要
教科目の見直し	重複する教科目の整理、実務教育への重点化が必要
基準の柔軟化・地域実情への対応	地域特性や災害実態に応じた教科目・時間数の柔軟な運用が必要
実務・現場重視の教育強化	現場で必要な知識・技術の習得、実践的教育の充実、OJTの活用

課題

➡ 社会環境や災害様態の変化に伴い、標準的な教科目・単位時間数が実態に即していない可能性がある。

検討ポイント

➡ 各教科目の単位時間数の増減や教科目等の見直し

アンケート結果の概要

通学教育に関するアンケート結果によると、「**通学の柔軟化**」に関する意見が多く、その背景として「**家庭事情**」「**女性施設の収容能力不足**」が見えてくる内容となった。

主な意見

主な意見	内容
通学の柔軟化について	基準について柔軟な対応が可能となるような記載にしてほしい
家庭事情	家庭を持つ消防職団員が受講しやすい環境整備を進めてほしい
女性消防職団員の施設収容能力不足	施設収容能力不足で宿泊での対応が難しい

現状の基準

「学生は、教育訓練期間中は、特別の事由がない限り、寮に宿泊するものとする。」

「特別の事由がない限り」に関する解釈についての当時の整理

●平成15年の告示改正

「原則として」 ⇒ 「特別の事由がない限り」 に改正

※（寮生活）

教育訓練について、消防団員には柔軟な方法を認めており、その結果、入寮の必要がない場合が基準から想定されるため、消防学校として「消防学校の教育訓練の基準」第14条又は第15条に基づくものとして認めている場合は「特別な事由」に該当するものと整理されていた。

課題

➡ 家庭事情や消防学校の収容能力不足により、現行基準が柔軟な運営の支障となっている可能性がある。

検討ポイント

➡ 通学教育のメリットデメリットの整理、多様な人材が受講しやすい教育環境整備について検討

教員の算定方式

$$\text{必要教員数} = 0.09 \times \text{当該消防学校の最繁忙時の学生数} \times \text{補正係数※}$$

標準的な消防学校における最繁忙時の学生1名あたりに必要な教員数

※補正係数は、最繁忙期の学生数に応じて設定（詳細は別表第三）

標準的な消防学校の最繁忙時の学生1名あたりに必要な教員数の算定基礎

1 標準的な消防学校を設定

➤ 初任学生数順に消防学校を並べ、中間層を「標準的な消防学校」として設定

2 最繁忙期の学生数の算定

➤ 「標準的消防学校」における教育訓練実施状況から、最繁忙時における学生数を122人と算定（A）（初任90人＋専科等32人〈最も受講者が多い専科等〉）

3 必要教員数の算定

➤ 2で算定した規模（最繁忙期学生数122人）で、かつ、
 ・初任教育は2クラス・1期制で行うこと
 ・初任・専科・特別・団の各教育をすべて行うこと
 ・実科訓練での安全管理に必要な教員数を確保できること
 との前提により、当該消防学校における必要教員数を11人と算定（B）

4 学生1人当たりの教員数の算定

➤ $(B) \div (A) = 11 \div 122 \div 0.09$

補正係数（別表第三）

最繁忙時の学生数	補正係数
七十人未満	一.二
七十人以上百人未満	一.六七から最繁忙時の学生数に0.00六七を乗じて得た数を減じた数
百人以上百四十人未満	一
百四十人以上百九十人未満	一.五から最繁忙時の学生数に0.00四を乗じて得た数を減じた数
百九十人以上	0.八

備考 補正係数に小数点以下第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

課題

➡ 教育の高度化・専門化に伴い、現行の算定方式では十分な教育体制を確保できていない可能性がある。

検討ポイント

➡ 現在の算定方式の妥当性の検討、教育実態に即した算定方式の見直し

アンケート結果の概要

施設、教材に関するアンケート結果は「ICT化の環境整備」「施設・設備の整備」が多く挙がった。

ICT化の環境整備に関する意見

- より実践的な教育訓練を実施するためには、VR教材、タブレットの利活用が必要
- デジタル媒体の活用で紙資料の配布等の手間が省けるため、教員の労務負担軽減につながる
- eラーニング教材があれば事前受講ができるため、入校期間の短縮につながる

デジタル媒体の例

デジタル教科書、タブレット活用、eラーニング、VR教育、教材共有 等

施設・教材に関する意見

- 不足する実践的訓練施設の整備、女性活躍推進のための女子寮の新設、教具や教材の更新等が財政難で困難な状況
- 現場経験の乏しい若手職員には実践的訓練施設の整備が必要

【基準となる校舎等の施設】

教室・講堂・資料室	大教室、各種実験室、視聴覚室、講堂、図書室 など
消防訓練場	訓練塔、消火訓練施設、水難救助訓練用施設、実践的訓練施設 など
体力錬成施設	体力錬成施設
管理施設	校長室、職員室、講師控室、宿直室、医務室、会議室
学生寮	寄宿自習室、共用室、洗面・洗濯室、浴場
食堂等	食堂、調理室、調理職員控室
その他	車庫、洗浄乾燥施設、その他地域の実情に応じた教育訓練を行うために必要なもの

課題

➡ 社会環境や災害様態の変化に伴い、基準となる施設・教材が教育の実態に即していない可能性がある。

検討ポイント

➡ 必要な施設・教材、ICT環境の整理について検討

現行

消防学校の施設、人員及び運営の基準（昭和四十六年消防庁告示第一号）（抄）

（教員の資格及び数）

第七条 教員は、消防に関する相当の学識経験を有する者とし、

アンケート結果の概要

- 資格に関してより明確な定義を検討していただきたい
- 教育技法や教育心理学など教員の専門知識を学ぶ必要性が高まってきている
- 教員の質を担保するために消防大学校の教官科の受講を義務化してほしいなどの意見があがった。

要件の例

消防大学校 新任教官科

新任の消防学校教育訓練担当職員等に対し、その職に必要な知識及び能力を専門的に修得させることを目的とした教育 【定員：78名 期間：9日間 年間実施回数：1回】

消防大学校 現任教官科

現任の消防学校教育訓練担当職員等に対し、業務運営の企画及び予防業務並びに警防業務を包括的に指導できる能力を向上させることを目的とした教育
【定員：48名 期間：10日間 年間実施回数：1回】

消防吏員としての経験年数 「消防に関する相当の学識経験を有する者」を経験年数で線引き

課題

➡ 「教員は、消防に関する学識経験を有する者」としているが、教員になるための最低限の要件が明確化されておらず、教員の質の維持・向上が十分に図られていない可能性がある。

検討ポイント

➡ 要件の明確化の必要性、教育の専門性を踏まえた要件の整理

現行

消防学校間の広域連携については、「教育訓練機会の確保、限られた人材（教員等）や教育訓練施設の効率的・効果的な活用などの観点から、消防学校間の連携をさらに推進することが求められる。」とされている。

「消防学校の施設及び運営の基準及び消防学校教育の基準の一部改正について」（平成27年3月31日消防次長通知）から抜粋

過去取組例

連携消防学校	内容	主催
山口県消防学校、鳥取県消防学校、岡山県消防学校、広島県消防学校、愛媛県消防学校、大分県消防学校、島根県消防学校	【水難救助科】 山口県消防学校には潜水救助や流水救助訓練等に精通した教員がいることから、他県消防学校と合同で水難救助科を行っている。 専門的な知識・技術の習得に加え、消防学校間の交流促進にも寄与している。	山口県消防学校
奈良県消防学校 和歌山県消防学校	【初任教育、水難救助科】 初任教育では実火災や熱の体験を目的として、和歌山県消防学校の模擬火災訓練装置（AFT）を借用し、訓練を実施している。また、奈良県消防学校においてプールが使用ができない状態であることから、水難救助科においてもプールを借用し訓練を実施している。	奈良県消防学校
香川県消防学校 岡山県消防学校 愛媛県消防学校 山口県消防学校	【特殊災害科】 消防大学校「緊急消防援助隊教育科NBCコース」の修了者を中心に教育体制を整備し、資機材や指導者の確保が困難な他県消防学校と合同で教育訓練を行っている。	香川県消防学校

課題



教育訓練の高度化を図るためには、多様な訓練施設の確保や専門的分野に精通した人材の確保が必要であるが、財政面や人材面の制約により単独の消防学校のみでは実施が困難であることから、都道府県の枠を超えて訓練施設や人材の共同活用が考えられる。

検討ポイント



消防学校間の広域連携による教育訓練資源の有効活用方を検討

現状

- 女性消防吏員は全体の3.8%（令和7年4月）、女性消防団員は全体の4.0%（令和7年度）でいずれも増加傾向にあるものの、目標値は達成できていない状況
- 女性職団員の参画を通じて、多様な視点でものごとを捉える組織風土が醸成されることは、組織全体の強化につながるため、女性職団員の活躍推進については引き続き取り組む必要がある。



消防庁が掲げる目標（消防吏員）

女性消防吏員の比率について将来的に10%程度まで引き上げることを目指し、まずは5年後（令和13年度）までに採用者に占める女性の比率を10%以上とする。

消防庁が掲げる目標（消防団員）

女性消防団員の比率については、10%を目標としつつ 当面、2030年までに5%とする。

課題



女性消防職団員の活躍推進に向けて、教育・施設の両面で環境整備が必要

教育に関する取組【例】

- 女性の活躍推進に関する教育・研修の充実
- 幹部科等で行う教科目の設定
- 専科教育の設立（例）消防大学校「女性活躍推進コース」

検討ポイント



消防学校で取り組むべき女性活躍推進に関する教科目の設定や専科教育の設立、女性職団員が学びやすい教育環境の整備について検討